

# 会議結果報告書

令和2年11月27日

会議の名称	令和2年度第4回志木市介護保険運営協議会及び第2回地域包括支援センター検討部会
開催日時	令和2年11月27日（金）10時00分～11時30分
開催場所	志木市総合福祉センター 401・402室
出席委員	渡辺修一郎会長、西野博喜委員、中村勝義委員、西川留美加委員、金野理恵委員、原藤光委員、尾上元彦委員、前田喜春委員、清水正明委員、宮下博委員  <p style="text-align: right;">（計10人）</p>
欠席委員	佐藤陽副会長、岩崎智彦委員、大島文枝委員  <p style="text-align: right;">（計3人）</p>
説明員	長寿応援課 的場裕行課長 奥田和治副課長 渋谷幹彦主幹 佐藤潤子主査 斉藤久美子主査 川幡陽子主査  <p style="text-align: right;">（計6人）</p>
議題	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 （1）第8期計画（素案）について（資料1） （2）計画における地域包括支援センターの記載内容について（資料2-1～2-3） 4 その他 5 閉会
結果	別紙審議内容の記録による。  <p style="text-align: right;">（傍聴者1人）</p>
事務局職員	的場裕行課長、奥田和治副課長、渋谷幹彦主幹、佐藤潤子主査、斉藤久美子主査、川幡陽子主査

## 審議内容の記録（審議経過、結論等）

### 1 開会

説明員)

本日の会議では、地域包括支援センターの計画記載内容について審議することから、介護保険運営協議会と地域包括支援センター検討部会を同時開催とし、地域包括支援センターせせらぎ及びあきがせの受託者であるALSOK介護の佐藤雅紀様、紺野俊晃様にオブザーバーとして出席いただいた。

### 2 会長あいさつ

### 3 議事

#### (1) 第8期計画（素案）について

<説明員>

前回の本会議で委員の皆様いただいた意見を踏まえて修正を加えた。

全体の構成について策定支援事業者より説明する。

策定支援事業者)

「第1章 計画の策定について」は全体的な流れが、「第2章 高齢者を取り巻く現状と課題」は、統計資料、アンケート、介護保険事業運営状況等をまとめて記載している。介護保険事業の運営状況を本章では新たに加えた。

内容は可能な限りグラフ化して、傾向、推移の部分をわかりやすくまとめた。本章では第7期の進捗評価を高齢者等実態調査の結果、地域ケア会議等から抽出された課題や意見をまとめ、それらの課題を整理して、第8期の計画にあたりどのように対応していくかを一覧表でまとめている。第3章は将来予測で、人口及び認定者がどのように推移するかをグラフ等で示し、また圏域の設定では圏域別の高齢者人口や高齢化率をまとめた。これらを踏まえ、第8期計画をどのように進めるかとして体系図や方向性へと続き、各論につないでいる。各論では、8期計画で進める重点的な施策、それに対応する重点指標を数値目標として掲げるスタイルにしている。また施策を実現するための事業として各種事業等を記載する構成としている。

説明員)

次に、各論の第8期計画期間における本市の介護保険事業等の施策の方向性と各事業の説明をする。

第5章では、本市の現状及び課題を踏まえた上で、第8期計画期間において介護保険行政をどのように運営していくか、施策の方向性及び施策を推進するための対象事業について記載したものである。課題の整理にあたっては、第7期計画の実施にあたり得られた課題、高齢者等実態調査などから得られた課題、地域ケア会議等から得られた課題を踏まえ、第8期計画における国の基本指針の中で記載することが求められている項目も網羅しながら、本市の課題を改善、充実、推進するための施策及び事業の記載に努めている。例えば「我が事・丸ごと、地域共生社会の推進」において、高齢者の社会参加が生きがいにつながるような取組の充実をしていく必要があるという課題を踏まえて「地域活動への参加と生きがいづくりの促進」という施策として、今後は地域活動へより気軽に広く参加できる環境を整備し、社会的参加や地域とのふれあいが参加者の充実感となり、健康の増進と本市全体の健康ライフスタイルの推進につながるような取組を目指していきたい。

また、高齢者等実態調査から、今後の高齢者福祉サービスとして、緊急時あるいは災害時

の対応に注力してほしいという結果が得られていたため「在宅福祉サービスの充実」として、民間サービスの導入等を注視しながら、必要な連携により、個々の高齢者が必要とするサービスの充実や創設を図るとともに「高齢者の安全・安心対策の充実」として、災害時・緊急時における地域住民の協力体制の強化を支援するような取組の充実を図っていきたい。この施策「高齢者の安全・安心対策の充実」記載の災害あるいは新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた備えの重要性は、国の基本方針において記載が求められているものである。各論記載の各施策と施策に対応する各事業は、本市の課題や今後の介護保険行政を運営していく上での必要な取組を、第8期計画期間を通じて展開していくものであり、施策や事業の進捗管理と評価を適正に行うことによって、計画のそのもののPDCA管理を行ってきたい。なお、記載した事業は、今年度設置した庁内実務担当者による検討会議である高齢者保健福祉計画等庁内検討会議を通じ、担当各課によって選定されたものである。

#### <質疑応答>

委員)「第8期計画に向けた課題の整理」として、主な課題と第8期計画の施策とを一覧表にしわかりやすいと思ったが、重点施策としてどう対応するのかを示したり、あるいは重点指標や重点施策の一覧を作り、それによって課題をどう解決する見込みだということを、記載したらどうか。

説明員)「第8期計画に向けた課題の整理」は、計画骨子に記載された事項について要約したものとご理解いただきたい。課題に対応する重点的に取り組む事業の進捗管理の方法については、年度単位で進捗状況を確認し評価をすることを予定している。

委員)今の質問の趣旨は、課題に対応する施策や事業は、各論において記載されているため読めばいいのだが、本編を遡って課題が重点施策としてどう反映されているのか、もう少しわかりやすく表現されているといいと感じた。

説明員)委員のご指摘は計画書の構成となるため策定支援事業者とも協議をしたい。

委員)PDCA管理をするということだが、具体的な数値目標はあるのか。

説明員)本書の各論においては、基本目標ごとに重点指標として代表的事業の数値目標をあげている。数値については精査中であるが、例えば目標「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の重点指標と目標数値は、地域ケア会議の開催予定数としている。指標を重点事業の位置付けをすることにより目標の達成度を計っていくという試みである。

委員)各課が選定した事業の目標についても目標が設定されるということではいいか

説明員)計画策定後、高齢者保健福祉計画等庁内検討会議等を通じて議論したい。

委員)「要介護(要支援)認定者の現状」に記載された地域包括ケアの「見える化」システムがわからないのだが、この認定率の推移は現在の状態で経過すると、この状況になるということか、あるいは8期予定の施策を実施したらこの状況になるのか。見せ方として現状のまま推移するところなるが、8期計画の施策を行うと増加の割合がこうなると記載すればわかりやすいのではないか。また、それが9期計画立案の時に、8期で計画通りにならなかった場合、何が不足していたのかという分析ができると思う。

説明員)地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計だが、過去の実績等を踏まえた伸び率で、自然体推計でこうなるだろうというものである。ご指摘の最終的推計に施策の効果を加えるかについては、サービスの見込みや保険料算定に係わってくるため検討させていただきたい。

委員)目標や施策など計画の記載が言語的で抽象的なもののため、具体的、定量化した数値を出すと、もっとわかりやすいのではないか。

議長)「要介護(要支援)認定者数の将来予測」で、グラフの上から要介護5となっているが、重度な要介護の人が増えていかないようにという視点から、順番を逆にして、要介護度5を下にしたほうがよいと思う。

説明員) 委員のご指摘については同感であるが、国が統一的に使っているシステムをベースにしているため、そこまで分析をしている自治体は他にもない。今後の参考にさせていただきたい。

委員) 「見える化」システムを活用した調整済み認定率が記載されているが、よくわからないため、注釈で説明するとよいのではないか。前回の会議で提出された素案と内容が変わっているものがあつた。この理由を教えて欲しい。

説明員) 認定調整済み認定率のような用語については「資料編」において、用語の解説を毎回記載している。

議長) 用語解説で説明してもわからない用語もあると思うため、用語によってはグラフに注釈として入れたほうがわかりやすいと思う。

説明員) ご指摘の通り用語を精査する中で、本編中で注釈として入れた方がよいのか、用語解説等の中で入れた方がよいのか、整理したい。

説明員) 委員ご指摘の施策の体系が前回と比較して変わったことについて、前回提示の素案で、基本施策に「地域支援事業の充実」を入れていたが、介護保険法における地域支援事業は広範囲で、現在も基本施策としている「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症対策の推進」も、地域支援事業に含まれる。あらためて見直しをした結果、よりわかりやすい表記に変更したが、地域支援事業の充実としては内容として記載しているのでご理解いただきたい。

委員) 「高齢者の安全・安心対策の充実」という施策の中で「避難行動要支援者名簿」という事業があり、長寿応援課が担当になっている。昨年の台風19号等で活用するにあたり、非常に困った経験がある。そのため、具体的に名簿の活用方法について、整理すればよいのではないか。

説明員) 避難行動要支援者名簿については、防災担当課を含め、どのように活用するのか、検討している段階である。具体的な内容が決まれば記載ができると思う。

委員) この「避難行動要支援者名簿」について、内容の記述に活用という表現だけでなく、誰が支援をする立場になるのかや、担い手をどうするかも触れておく必要があるのではないか。単に活用という表現よりは、協力者の充足数も増やす等、内容の取り扱いについても言及したほうが良いのではないか。

委員) 施策「ボランティア・福祉人材の育成」について、現状の中で市民実行委員会等を支援すると記載されているが、市民実行委員会とは何か。

施説明員) 同じ施策の市の主な取組で記載した「いきがいサロン事業」であるが、集いの場を運営するために、市民の皆さんからお集まりいただき委員会を設置した上で管理運営をしている。また「街中ふれあいサロン事業」のように既存のボランティア団体に事業委託しているものもある。内容については精査をする。

委員) 同じ施策事業「アクティブシニア等社会参加支援事業」について、具体的にマッチングをどう図っていくかを記載したらどうか。

議長) 同じ施策に「シルバー人材センター事業」があるが「自らの知識と経験、技術を活かし」という表現だが、子育てとか介護等の具体的活動に注力できないか。

委員) 現状では、高齢者が持つ経験や知識がいかされていない場合をよく見るため、本当にマッチングが適切にできるのか、その人の持つスキルや人柄も含めて、福祉サービスや地域の支え合い活動の中に組み込んでいけるような取組を行って欲しい。今後の方針として記載された就労支援コーディネーター等の役割が重要になるのではないか。

説明員) 高齢者の社会参画が生きがいにつながり、健康増進、介護予防にもつながるという理念については、前回の本会においてもご意見をいただき、また国の基本指針等でも記載されている。そのような課題を踏まえた上で、生涯現役として活躍できる環境の整備をするために、雇用機会の確保、マッチングの機会の創造、参加しやすい環境づくり等を施策として展

開していきたい。また「就労活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」は、国の基本指針において、役割が初めて出てきたもので、本市においては、取組にもあるように生活支援体制整備事業を含む様々な事業において、就労を含む社会参加の機会を設定していく事業展開をしているため、現時点で就労支援コーディネーターを設置するというのではなく、本来の目的である参加しやすい環境づくりやマッチングの機会の促進、また就労を含むボランティア活動の推進等の事業をしっかりと展開していきたい。

委員）施策「認知症の対策の推進」について、市の主な取組はよくわかるが、認知症になった方に対する対策なのか。今後、認知症予防についても認知症対策の1つではないかと考える。素案では、認知症予防について触れられていないので、加えたほうが良いと思う。

説明員）認知症については、予防と認知症になった方への対策という部分で、区分しにくいところもあるが、わかりやすく文章を作るように検討したい。

議長）市民への啓発、予防、早期発見、対策等わけて記載するのはどうか。国の基本指針において計画の記載を充実するように求められている事項で、必ずしも十分と感じられない点はいくつかある。例えば「災害や感染症対策に係る体制整備」において「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載」と書かれているが、対応する施策の「安全・安心の生活環境と住まいの整備」の中で、新型コロナ関連の記載は、ほとんど具体的に触れられていない。また「高齢者向け住環境の整備」という施策では、保険者機能としての高齢者施設への監査等、予防対策が図れているかをチェックをする、そういう具体的な取組を少し書いた方が良いのではないか。

説明員）新型コロナウイルスの流行や、昨年度の台風19号をはじめとした災害もあったため、国の基本指針においては、その備えに対する重要性を介護保険事業計画の中における計画策定のポイントとして記載が求められている。昨年度あるいは今年度新たに流行した現象であるためまだ取組としては不十分なところがあることは否めない。例えば地域防災計画と連動した防災講座等において、しっかりと地域住民の皆さんへの意識の啓発や備えの醸成を図っていきながら、いざとなるときの備えとなるように、避難行動要支援者名簿などの制度、仕組みやツールを充実させることが必要で、今後も関係機関との協議を継続していきたい。これは新型コロナウイルス感染症においても同様である。

議長）フレイルチェック実施数が基本目標4の重点指標になっているが、この実施数はフレイルチェックという事業の数と認識してよいか。

説明員）フレイルチェックについては、今年度の新規事業であるフレイル予防プロジェクトにおいて、握力計や体組成計等の機材を利用した身体チェックの事業を進めていくというものであり、市の施政方針にも掲げている事業のため、重点的な指標として記載をした。

議長）事業と考えてよいか。実施数というと人数のようなイメージがあるが、フレイルチェック事業の実施数ということか。

説明員）ご指摘の通り、実施回数である。

## （2） 計画における地域包括支援センターの記載内容について

<説明員>

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持、及び生活の安定のために必要な援助を行う介護保険事業における中心的な相談機関であり、本市の介護保険事業計画における地域包括支援センターの今後の在り方の記載については、計画策定の都度、本会の前身である地域包括支援センター運営協議会と介護保険事業計画策定委員会で審議し計画に記載している。今回の本会では、地域包括支援センター検討部会と同時開催としてご審議いただき、第8期計画における地域包括支援センターの在り方を定めるという趣旨である。

本市においては、これまでも平成28年度から包括支援センターの業務評価の実施、平成30年度の地域包括支援センター館・幸町の専門職増員配置等、センターの機能強化を図っ

てきたところだが、第8期計画の策定にあたり国の基本方針において、さらなる機能強化が求められている。国の基本指針に記載された事項の内、特に重要と思われる事項について、本市の地域包括支援センターの現場職員より聴取した意見等も踏まえて、本市の現状と考え方をまとめた。

まず、国の基本指針においては地域包括支援センターに配置が義務付けられている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の主要3職種以外の専門職や事務員の配置も含めて、必要な体制の確保に取り組むことが求められている。本市の地域包括支援センターにおいてはすでに介護支援専門員や事務職員等の3職種以外の専門職を配置しているセンターが多いが、センター現場の職員からは相談機関としてのセンターの位置付けや、相談業務に従事できる職員の配置がより望まれていることから、適切な人員確保に今後は取り組んでいく必要があると考えている。

次に、介護予防・重度化防止等への取組だが、近年の介護保険行政においては自立支援への取組が重視されており、今回の指針においても地域包括支援センターに対する自立支援の普及啓発や研修、説明会、勉強会等の実施が明記されている。本市の各センターは、介護予防事業の独自開催、地域の通いの場への支援、自立支援型地域ケア会議の関与等、すでに本市介護予防の中心的役割を果たしているところであり、センター現場の職員からも自立支援の意識の向上について、広く高齢者や介護サービス提供事業者に着目させることが今後は必要ではないかという意見が聞かれている。

次に、地域課題の解決及び地域包括支援センターと行政との役割分担だが、地域包括支援センターは地域に密着した相談機関であることから、各地域の高齢者が真に必要なとする地域課題を把握することができ、本市においては、各センターが開催する高齢者の個別支援会議である地域ケアエリア会議等において、地域課題は主に抽出されている。各センターにて抽出された地域課題は、高齢者の自助努力や地域住民の関係性の強化等、地域の中では解決できないような課題も多く、行政としてそれらの地域課題を解決する仕組みづくりが必要であると考えている。各センター職員からも、センターの後方支援、あるいは連携の強化ということが特に期待されていることから、今後は行政としての体制整備が重要な事項であると考えている。

最後に、センターの適正な人員配置にも関係するが、国の基本方針においては地域包括支援センターが担う業務である、要支援者等への介護サービス計画書の作成と管理業務である「介護予防ケアマネジメント業務」について、各センターの業務負担とならないよう適正なケアマネジメント費の設定や、外部委託を行いやすい環境整備を図るように求められている。この点についても、先ほどの適正な業務内容と業務量に基づく人員配置等についてセンター受託者の皆様を含めて継続して協議していく必要があると考えている。このような現状及び分析を踏まえて、第8期計画における本市の地域包括支援センター在り方について「高齢者あんしん相談センターの機能強化」における今後の方針にまとめている。

#### <質疑応答>

委員) 資料はどこかに掲載する予定があるか。

説明員) 資料はホームページに掲載するが、近隣市のセンターとの比較については、近隣市の状況を鑑み掲載はしない予定である。

委員) 資料の「第8期計画における地域包括支援センターの在り方について」の「基本的考え方」の部分が、同じことを言葉を変えていつているので、内容を検討していただきたい。また「7期計画における取組」で、「センターの統括を行う基幹型センターの役割を担う組織の設置については、現時点で方向性等は明確になっていない」となっているが、理由は何か。

また「第8期計画における地域包括支援センターの在り方(案)」での「在り方、及び本市地域包括支援センターとの協議を踏まえ」とあるが、この協議について、何を目的とした協

議を行うのか、在り方を受けての協議なのか、そこが不明確だと思う。

また、志木市と近隣市のセンターの比較表であるが、何を比較をした資料なのか、市内5か所のセンターでもやり方が違うと思うが、さらに近隣市の比較表が示されても、比較もできないと思う。

説明員)「基本的な考え方」については、文言を整理してホームページへ掲載したい。

また、「第7期計画の中における取組」で記載した地域包括支援センターの統括を行う基幹型センターの役割を担う組織の設置については、現時点では方向性は明確になっていない。理由は、確かにこの基幹型の役割を担う機関等については、第6期計画、つまり2期前の計画から継続して課題及び懸案事項になっている。本会の前身である地域包括センター運営協議会等も通じて議論を継続してきたが、基幹型センターについては、本市の高齢者人口や立地条件、また直営型とするか委託型とするか、あるいは既存のセンターの出先機関として設置するのか、行政内部の組織とするのかという様々な議論があり、また近隣市等の状況も踏まえた上で、良い方向性が出なかったのが現状である。

第8期の計画の策定にあたっては、国の基本指針の中で、基幹型あるいは機能強化型についての重要性が認識されているが、センターの現場の職員からは、基幹型センターという名称はともかく、行政との密な連携を求めているところがあるため、行政としての体制整備を含めて今後も議論をしていきたい。

また、国の基本方針において明示されている地域包括支援センターの在り方の文章表記についても、ホームページの記載にあたっては精査させていただく。

委員)近隣市の比較資料はどうか。また、基幹型センターについての議論は、かなり前から出ていたため、包括的に支援できる組織が必要だと思っている。

説明員)近隣市の状況については、データ比較として配布をした。委員ご指摘のように、担当職員や現場職員も十分認識しているが、近隣市においてもそれぞれの地域における状況は全く異なり、抱えている業務や高齢者の人口、地域性も変わってくるため、単純比較はできないと考える。一方で、近隣市はこのように包括支援センターを運営しているというところが表示できればと考える。

また、基幹型センターについては、第6期計画から継続した課題として審議しているが、国の指針においてはそれらの重要性についても認識するようになっているところである。一方、現場の職員からは、行政との密な連携を期待している意見が強いということもあるので、市として整理をし、各受託者の皆さんと協議をしながら、進めていきたい。

委員)近隣市比較の基幹型センターの代替手段について、各市の状況が記載されているが、統括をしていく機能が、市の中にあったり、どこかのセンターに担ってもらったり、定例会等の意見交換や会議をしたり、ということが記載されているため、現在は長寿応援課が統括的な機能を持っていると思うが、国が求めている役割とよく照らし合わせた取組をしてもらいたい。

センター職員の意見として専門職の充実等、市の相談体制を強化し早期対応できる体制の整備が必要であり、またセンター所長は配置職員としてカウントしない立場であり、スーパーバイザー的な職責が期待されているため、そのような体制が必要ではないかと思う。

委員)近隣市において、基幹型センターは設置されていない状況だ。他市はどのように基幹型センターについて考えているか。

説明員)県内において基幹型相談センターを設置しているのは飯能市だけである。さいたま市は、基幹型センターの役割を社会福祉協議会に委託していると聞いている。近隣市においても設置はしていない、あるいは設置予定はないということがほぼである。新座市のみが機能強化型としてセンターの1か所を機能強化型センターと位置付けている状況である。

基幹型センターという組織として設置していくのか、あるいは他市も含めた調査結果で得られたように、基幹型センターとしての役割を行政組織の中で担っていくのかで考え方が全

く異なるが、本市においても、先ほどの行政との連携体制をしっかりとしたいという現場の意見を踏まえた上で、市の体制の整備も念頭に置きながら、継続して協議していく必要がある。

委員) 結論からいうと、飯能市以外は取組が進んでいないのか。

説明員) 包括支援センターの設置基準は、高齢者人口3,000人から6,000人に1か所というのが通例である。本市の人口規模が76,000人強、高齢者人口が18,000人以上となっているが、その規模からセンターという組織として設置するには、立地や組織体制等、課題としては様々なものがあると考えている。他市においても同様の状況であり、このため現在、設置しているのが飯能市のみという状況になっていると認識している。

説明員) 基幹型地域包括支援センターは平成26年の頃に国が提唱して進められてきているのだが、現状では飯能市を追随する市町村がないという状況の中で、本市では地域ケア会議等を長寿応援課が主催し関係機関に集まっていた。また本年10月に、基幹福祉相談センターを設置し、各専門職が複数にまたがる分野の相談体制に、対応できるよう、断らない相談、また継続的に相談できる体制というものをつくって取り組んでいきたいと考えている。

委員) 包括支援センターの業務と基幹福祉相談センターは業務が違うので、合わせて考えるのは無理だと思う。合わせるならば、介護の専門職を相談センターの中に配置しないとできないと思うので、そこは考えとして間違いだと思う。

説明員) 10月から新設した基幹福祉相談センターだが、高齢者部門における基幹型センターとは役割が異なるものとして運営している。ただし、基幹型というところもあるので、権利擁護の部門等、高齢者福祉の分野について今後も連携体制はしっかりと取っていきたい。

基幹型センターについては、既存の本市の設置機関も含め、どのように行政と各センターとの連携体制をしっかりと敷き、後方支援等を適切に行うのか、今後も協議をしていきたい。

委員) この議論は10年近く経過しているため、本当に必要か必要でないのか行政のほうで見切り、各包括にそれぞれの考え方を教えていただければと思う。

議長) 地域包括支援センターの意見ということで、相談業務の対応が可能な職員が不足していると要望している。相談業務の強化という点について、基幹福祉相談センターにある程度機能を移転することは可能か。

説明員) 包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が必置であり、本市のセンターはそれを充足している中で、国の基本指針においてはそれ以外の職員の配置を検討するようということが記載されている。一方で現場の職員からは、相談業務に従事できる職員、つまり本来のセンターの重要な役割である相談業務により注力する必要性を感じている、という意見が多く聞かれた。そのため、相談業務が充実している、職員の配置を含め今後は検討していく必要があると考える。もちろん、相談業務を後方支援する、行政としての組織体制を構築していく必要もある。

議長) 国からは、リハビリ専門職のような医療職を3職種以外に加えるというようなことが示唆されていた印象があった。

説明員) ご指摘の通り国の基本指針における3職種以外の専門職の配置の検討については、理学療法士や作業療法士等、医療職の配置と考えたが現場の意見を聴取したところ、本市においては、リハ職との連携体制は外部事業所等との連携において良好であるという意見が多く、それよりもセンター自身の強化として、相談業務に従事できる職員の配置が希望としては求められている。

委員) 通常のセンターが行う相談業務と介護予防やフレイル等、総合相談として従来のセンターの範囲では解決できない問題が増えてきている。権利擁護や認知症の取り扱い、リハビリも含め、総合的に相談できる体制というのが、調整されていくべきと思う。センターの現場で全部ができることはないため、そういった点からも適切な連携が求められているのではな



いか。  
説明員) 今後も、予算編成段階やターニングポイントにおいて、受託者の皆様と協議をさせていただきます。

#### 4 その他

<説明員>

次回の本会の予定について、12月23日から実施予定のパブリックコメントを控えて、12月14日に再度会議を開催し、素案の内容の確定とパブリックコメントの実施方法の確認をさせていただきます。

#### 5 閉 会

以上